一般社団法人日本小児麻酔学会　認定医制度細則

第1章　総則

（目的）

第1条

この細則は、一般社団法人日本小児麻酔学会（以下、「この学会」という）の定款第4条第3号に基づいて認定する日本小児麻酔学会認定医（以下、認定医という）に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条

認定医とは、この細則に定める所定の審査に合格し、この学会の理事会が小児の麻酔臨床に関する相当の知識と経験を有すると認めた者をいう。

（登録日・有効期間）

第3条

認定医の登録日は、認定審査に合格した翌年の4月1日とする。

2　認定医資格の有効期間は、登録された日から満5年間とする。

（認定の取消）

第4条

この学会は、認定医が次の各号に掲げる事由に該当するとき、認定医の資格を取り消す。

1) この学会の正会員又は名誉会員でなくなったとき

2) 認定医が認定の取消を申し出たとき

3) 認定医が更新の手続をしなかったとき

4) この学会の理事会が認定医としてふさわしくないと認めたとき

2　この学会が、前項第4号の事由により認定医の資格を取り消すときは、理事会は本人に対し事前に弁明する機会を与えなければならない。

第2章　新規認定

（申請資格）

第5条

認定医の認定審査を希望する者は、次の各号に掲げる資格をすべて満たさなければならない。

1) 日本国の医師免許証を有すること

2) 申請時に継続して2年以上、この学会の正会員であり、申請する年の会費を完納していること

3) 公益社団法人日本麻酔科学会が認定する麻酔科認定医、麻酔科専門医、麻酔科指導医又は一般社団法人日本専門医機構が認定する麻酔科専門医のいずれかであること

4) 申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までに、公益社団法人日本麻酔科学会が認定する麻酔科認定病院において6歳未満の小児麻酔50件以上（月齢6か月未満の乳児10件以上を含む）の経験を有すること

5) 申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの間に、この学会が主催する学術集会に2回以上参加、又はこの学会が主催する学術集会に1回参加及びこの学会が主催する学術プログラムを2回以上受講した実績を有していること

6) 申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの間に、この学会が主催する学術集会又は学術プログラムで1回以上発表（共同演者を含む）若しくは座長・コメンテーターとして参加した実績を有している、又は当学会誌に1編以上の論文掲載（共同著者を含む）があること

（申請）

第6条

認定医の審査を希望する者は、この学会が指定する電子申請システムにより必要事項を入力するとともに、次の各号に掲げる書類をこの学会の事務局に提出しなければならない。

1) 公益社団法人日本麻酔科学会認定医、専門医、指導医、一般社団法人日本専門医機構麻酔科専門医のいずれかの認定証の写し　1部

2) 小児麻酔経験証明書（50症例分）　1式

3) 学術集会参加証明書又は学術プログラム受講証明書の写し　1式

4) 認定医実績資料（次のいずれか）　1部

(1) 発表抄録の写し

(2) 座長・コメンテーターとして参加したプログラムの写し

(3) 当学会誌に掲載された論文の写し

5) 審査料振込控え（写し可、オンライン振込の場合は振込完了画面のキャプチャー画面）　1部

2　認定医の認定申請の受付期間は、毎年9月1日から10月31日までとする。

3　認定医認定の審査料は、3,000円とする。

（審査）

第7条

認定医の認定審査は書類審査とし、この学会の認定医審査委員会が実施する。

2　既納の審査料は、いかなる理由であっても返還しない。

（認定・登録）

第8条

認定医審査委員会は、審査結果を理事長の承認を経て理事会に報告する。理事会が審議を必要と認めた場合は、理事会が認定の可否を決定する。認定医審査委員会は、その結果を申請者に通知する。

2　審査に合格した者は、審査結果通知後2週間以内に認定医登録料5,000円を納付する。2週間後に納付が確認されなかった場合、合格を取り消す。
3　この学会の理事長は、前項の登録料を納付した者を認定医として登録し、認定証を交付する。
4　既納の登録料は、いかなる理由であっても返還しない。

第3章　更新認定

（更新）
第9条
認定医資格の有効期間が終了し、引き続き資格の継続を希望する者は、有効期間が終了する前に所定の更新手続をしなければならない。

（更新資格）
第10条
認定医資格の更新を希望する者は、次の各号に掲げる資格をすべて満たさなければならない。
1) 現に認定医の資格を有し、その有効期間が終了する年度に達していること
2) 申請する年までの会費を完納していること
3) 更新申請する年の5年前の4月1日から更新申請する年の3月31日までの間に、この学会が主催する学術集会に2回以上参加、又はこの学会が主催する学術集会に1回参加及びこの学会が主催する学術プログラムを2回以上受講した実績を有していること
4) 申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの間に、この学会が主催する学術集会又は学術プログラムで1回以上発表（共同演者を含む）若しくは座長・コメンテーターとして参加した実績を有している、又は当学会誌に1編以上の論文掲載（共同著者を含む）があること

（更新申請）
第11条
認定医資格の更新を希望する者は、この学会が指定する電子申請システムにより必要事項を入力するとともに、次の各号に掲げる書類をこの学会の事務局に提出しなければならない。
1) 学術集会参加証明書又は学術プログラム受講証明書の写し　1式
2) 認定医更新実績資料（次のいずれか）　1部
(1) 発表抄録の写し
(2) 座長・コメンテーターとして参加したプログラムの写し
(3) 当学会誌に掲載された論文の写し
3) 審査料振込控え（写し可、オンライン振込の場合は振込完了画面のキャプチャー画面）　1部

2　認定医の更新申請の受付期間は、認定期間の終了する年の前年9月1日から10月31日までとする。
3　認定医更新の審査料は、3,000円とする。

（更新審査）

第12条

認定医の更新審査は書類審査とし、この学会の認定医審査委員会が実施する。
2　既納の審査料は、いかなる理由であっても返還しない。

（認定・登録）

第13条

認定医審査委員会は、審査結果を理事長の承認を経て理事会に報告する。理事会が審議を必要と認めた場合は、理事会が更新の可否を決定する。認定医審査委員会は、その結果を申請者に通知する。
2　この学会の理事長は、更新審査に合格した者を認定医として登録し、認定証を交付する。

（実績不足による更新の猶予）

第14条

認定医は、認定医資格を継続する意思を有するものの、次の各号に掲げる理由により、その有効期間中に更新に必要な資格を取得することができなかったときは、有効期間終了日の翌日から2年間を限度として猶予期間を設けることができる。なお、その期間については暫定認定医と称する。

1) 妊娠、出産、育児、介護又は長期療養のため、この学会が主催する学術集会への参加又は学術プログラムの受講が困難であったとき
2) 海外に居住し、この学会が主催する学術集会への参加又は学術プログラムの受講が困難であったとき
3) 前二号に掲げるもののほか、更新の猶予が相当と理事会が認めるとき

2　前項に該当し、認定医の更新の猶予を希望する者は、原則として有効期間が終了する前年の10月31日までに暫定認定医申請書をこの学会の理事会に提出し、その許可を得なければならない。ただし、やむを得ない理由があると理事会が認めた場合は、この限りでない。
3　暫定認定医申請を許可された者は、有効期間終了日の翌日から2年以内に更新申請を行わなければならない。
4　暫定認定医が更新を申請する際に必要な学術集会参加、学術プログラム受講及び発表等の実績は、第10条第3号及び第4号の規定にかかわらず、暫定認定医となった年の5年前の4月1日から更新申請する年の3月31日までの間に取得したものとする。暫定認定医が更新した認定医の有効期間には、暫定認定医としての認定期間が含まれる。

第4章　再認定

（再認定）

第15条

第4条第3号の規定により認定医資格を失った者は、資格喪失から3年以内に再認定を申請することができる。

2　再認定を申請する者は、認定医資格喪失後から再認定申請時まで継続してこの学会の正会員又は名誉会員でなければならない。

3　再認定を受けた者が再び認定医資格を失った場合における再認定申請の可否は、その理由その他の事情を勘案し、認定医審査委員会の審査を経て理事会が決定する。

（再認定資格）

第16条

前条に定める再認定を申請する者は、次の各号に掲げる資格をすべて満たさなければならない。

1) 申請する年までの会費を完納していること

2) 再認定申請する年の5年前の4月1日から再認定申請する年の3月31日までの間に、この学会が主催する学術集会に2回以上参加、又はこの学会が主催する学術集会に1回参加及びこの学会が主催する学術プログラムを2回以上受講した実績を有していること

3) 再認定申請する年の5年前の4月1日から再認定申請する年の3月31日までの間に、この学会が主催する学術集会又は学術プログラムで1回以上発表（共同演者を含む）若しくは座長・コメンテーターとして参加した実績を有している、又は当学会誌に1編以上の論文掲載（共同著者を含む）があること

（再認定申請）

第17条

認定医資格の再認定を申請する者は、この学会が指定する電子申請システムにより資格喪失理由その他の必要事項を入力するとともに、次の各号に掲げる書類をこの学会の事務局に提出しなければならない。

1) 学術集会参加証明書又は学術プログラム受講証明書の写し　1式

2) 認定医再認定実績資料（次のいずれか）　1部

(1) 発表抄録の写し

(2) 座長・コメンテーターとして参加したプログラムの写し

(3) 当学会誌に掲載された論文の写し

3) 審査料振込控え（写し可、オンライン振込の場合は振込完了画面のキャプチャー画面）　1部

2　再認定申請の受付期間は、毎年9月1日から10月31日までとする。

3　再認定審査料は、5,000円とする。

（再認定審査）
第18条
再認定の審査は書類審査とし、この学会の認定医審査委員会が実施する。
2　既納の審査料は、いかなる理由であっても返還しない。

（再認定・登録）
第19条
認定医審査委員会は、審査結果を理事長の承認を経て理事会に報告する。理事会が審議を必要と認めた場合又は第15条第3項に該当する場合は、理事会が再認定の可否を決定する。認定医審査委員会は、その結果を申請者に通知する。
2　審査に合格した者は、審査結果通知後2週間以内に再認定登録料5,000円を納付する。
3　この学会の理事長は、前項の登録料を納付した者を認定医として登録し、認定証を交付する。
4　既納の登録料は返還しない。
5　再認定した認定医の登録日及び有効期間は、第3条の規定を準用する。

第5章　補則

（雑則）
第20条
この細則に定めるもののほか、認定医制度の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（細則の変更）
第21条
この細則は、理事会の議を経て、代議員会の承認により変更する。

附則
1　この細則は、2021年1月1日から施行する。
2　この細則は、2014年10月1日に施行した認定医制度細則及び認定医に関する細則を統合したものである。
3　この改正は、2027年1月1日から施行する。
4　この改正の施行日前に第4条第3号の規定により認定医資格を失った者についても、第15条の規定を適用する。ただし、資格喪失の日から3年を経過している者は対象としない。
5　第5条第5号の規定は、2029年度以降の認定医認定申請について適用し、2028年度までの認定医認定申請については適用しない。